

ご 案 内

送信日:2024年2月27日

送信枚数: 枚(送付状を含む)

送付先: 組合員 各位

差出人: 専務理事 前川 肇

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543

TEL:

E-mail :h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

FAX:

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

2023(令和5)年度 補正予算について

いつも石油組合活動にご支援ご協力を賜りありがとうございます。

みだしのことについて、全石連より補助スキームが決定したことによる

詳細の通知がありましたので、補助申請をお考えの方は準備をお願いいたします。

石油組合のLINE・ホームページにてもお知らせいたします。

全石連正副会長・支部長・理事
石油協会正副会長・理事
都道府県石油組合理事長
全国油政連正副会長・理事
都道府県油政連会長

} 各位

全国石油商業組合連合会
副会長・専務理事 加藤庸之

2023(令和5)年度補正予算(石油流通関係)について

2023(令和5)年度補正予算のうち、SS等の地域配送拠点における災害対応力強化事業の補助スキームが決まりましたので、ご連絡いたします。

2023(令和5)年度補正予算(SS等の地域配送拠点における災害対応力強化事業):90 億円

1.対象設備等

【1】補助対象設備

- ①燃料貯蔵タンク等の大型化等
- ②燃料貯蔵タンク等の修繕
- ③ペーパー回収設備
- ④緊急配送用ローリー
- ⑤POS システム
- ⑥灯油タンク等スマートセンサー
- ⑦官公需システム
- ⑧自家発電設備

【2】補助対象者

①～⑥の設備 (SS等が対象)	・中核SS又は住民拠点SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・品確法登録SSを運営もしくは所有するBCP策定済の者 ※中核SS、住民拠点SSおよびBCP策定済みSSを総称して「SS等」とする
①～②、④の設備 (油槽所等が対象)	・小口燃料配送拠点又は配送拠点を運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・油槽所(小口燃料配送拠点及び配送拠点以外の油槽所をいう)を所有する揮発油販売業者もしくは石油販売業者であってBCP策定済の者 ※小口燃料配送拠点、配送拠点および油槽所を総称して「油槽所等」とする
⑦の設備	・BCP策定済の石油組合

⑧の設備	<ul style="list-style-type: none"> ・中核SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・小口燃料配送拠点を運営する揮発油販売業者もしくは所有者、又は油槽所を所有する揮発油販売業者もしくは石油販売業者であってBCP策定済の者(但し油槽所にあつては申請日時点で設置後8年以上経過したものに限り) ・BCP策定済の石油組合及び石油組合を会員とする連合会
------	---

※予算を超える応募があつた場合の考え方

- ・補助率按分方式とする
- ・申請案件すべてを採択(要件不備案件等は除き、補助要件を満たす案件は全て採択(⑧自家発電設備は申請受付順に採択))
- ・予算を超える場合は、補助率を按分(超過相当分)の上で採択(⑧自家発電設備を除く)

※油槽所等の定義(次の何れかに該当すること)

- ・全石連又は石油協会から補助金の交付を受けている「小口燃料配送拠点」または「配送拠点」
- ・「油槽所」にあつては、1基 30KL 以上又は 2 基以上 40KL 以上の燃料貯蔵タンク及び配送用ローリーを保有し、災害時に配送体制があるもの

※BCPについては、中小企業庁が定める「中小企業BCP策定運用指針 第2版」を踏まえた実効性のあるBCPの策定が求められる。

[https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/level d/bcpent 01.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/level%20d/bcpent%2001.pdf)

[3] 補助率

(自家発電設備以外の設備)

中小企業 2/3

非中小企業 1/3 ※大企業、元売販社、全農等

※「みなし大企業」に該当する中小企業者は非中小企業の補助率を適用

(自家発電設備)

10/10

[4] 補助上限額

◇補助上限額の算定

補助対象経費×2/3=補助上限額 ※中小企業の場合。非中小企業は1/3を乗じた額

◇また補助上限額の考え方は次のとおり

- ・補助対象設備毎に補助上限額を設定する(1SSあたり及び1事業者あたり)
- ・①～⑥の設備については、特定の事業者が集中して申請することなく、1SS事業者を含め、広くあまねく利用してもらうことが適切。このため、同一事業者における補助対象設備の申請件数について上限を定める

※補助対象設備の申請件数(上限):1事業者あたり:4SSまで、1SSあたり:4設備までとする

※油槽所等はそれぞれ1SSとみなし、上限4SSの範囲での申請とする

※今回の補正予算については「リピーター」の取り扱いはなし

◆スケジュール(予定)

2023年11月29日 令和5年度補正予算成立

2024年 1月22日 執行団体決定(一般社団法人全国石油協会)

2024年 3月中下旬 繰越等の手続・執行団体交付決定

2024年 3月中下旬 執行団体による事業者向け補助事業公募開始

2. 補助対象設備毎の補助要件等

【1】燃料貯蔵タンク等の大型化等

●災害時に備えたSSや油槽所におけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための燃料貯蔵タンク・配管の大型化等の入換や更新を支援(新增設及び容量増を伴わない入換を含む)

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2/3(過疎地は3/4)、非中小企業1/3

③補助対象設備:

ア)燃料貯蔵タンク更新工事(燃料貯蔵タンク本体も補助対象とする)

イ)配管更新工事(配管単独の入替工事も認める)

④補助上限額:

ア)燃料貯蔵タンク更新工事 1SSあたり:3,000万円(過疎地は3,375万円)

イ)配管更新工事 1SSあたり:2,000万円(過疎地は2,250万円)

※燃料貯蔵タンクとは、SS等にあつては地下タンク、油槽所等にあつては地上タンク及び地下タンクを対象とする(配管についても同様)

※過疎地向けの補助率3/4は、大型化等容量増を伴う入換に限る

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上、地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【2】燃料貯蔵タンク等の修繕

●地下タンクからの危険物漏えい防止のための補強工事や油槽所タンク等の修繕工事を支援

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2/3、非中小企業1/3

③補助対象設備:

ア)漏えい防止対策工事

a)危険物漏えい未然防止事業

i)内面ライニング施工工事

ii)電気防食システム設置工事

- b)危険物漏えい早期検知事業
- iii)精密油面計設置工事
- iv)統計学による漏えい監視システム設置工事

イ)油槽所タンク等の修繕工事

- ・地上タンクや露出配管の塗装更新、螺旋階段・手すりの更新等油槽所タンクの維持に必要な修繕工事

④補助上限額:

ア)漏洩防止対策工事

a)危険物漏えい未然防止事業

- i)内面ライニング施工工事 1SSあたり:1,000万円
- ii)電気防食システム設置工事 1SSあたり:500万円

b)危険物漏えい早期検知事業

- iii)精密油面計設置工事 1SSあたり:300万円
- iv)統計学による漏えい監視システム設置工事 1SSあたり:300万円

イ)油槽所タンク等の修繕工事

- 1施設あたり:1,000万円(中小企業)
500万円(非中小企業)

※補助率については、申請給油所等が立地している地域に関わらず同一の補助率を適用

※ア)漏洩防止対策工事については規制対象年度ではない地下タンクを対象とする。

※同一SSにおいて、40年対応で油面計を補助金で設置した後、50年対応で内面ライニング施工工事もしくは電気防食工事を行う場合は、油面計に係る財産処分(残存簿価相当額の返還等)を行った上で申請を認める(現行運用通り)

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【3】ベーパー回収設備

●ベーパー回収設備の導入を支援

- ①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)
- ②補助率:中小企業2/3、非中小企業1/3
- ③補助対象設備:ベーパー回収設備(計量機、荷卸設備)・設置工事
- ④補助上限額:1SSあたり:600万円、1事業者あたり:1,200万円

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【4】 緊急配送用ローリー

●緊急配送用ローリーの導入を支援

①補助対象者

揮発油販売業者、石油販売業者(小口配送拠点及び配送拠点事業者)等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率: 中小企業2/3、非中小企業1/3

③補助対象設備: 省エネ型ローリー(油種は制限しない)

④補助上限額

- ・1事業者1台の申請に限る
- ・タンク容量が10KL未満のローリー: 400万円/台
- ・タンク容量が10KL以上のローリー: 1,000万円/台

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること
- ④各都道府県組合の保有ローリーリストに追加し管理すること

【5】 POS システム

●POSシステムの導入・更新や、車番認証システム等の導入を支援

①補助対象者: 揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率: 中小企業2/3、非中小企業1/3

③補助対象設備:

ア)POSシステム設置工事

- ・POS本体・付属機器(SSC含む)、屋外機器(外設POS、釣銭機)、設置工事

イ)車番認証システム等設置工事

- ・車番認証システム設置工事、デジタルサイネージ設置工事

④補助上限額:

ア)POSシステム設置工事

①セルフSSの場合(フルSSのセルフ化含む)

1SSあたり: 1,000万円

1事業者あたり: 2,000万円

②フルSSの場合

1SSあたり:300万円

1事業者あたり:600万円

イ)車番認証システム等設置工事

1SSあたり:300万円

1事業者あたり:600万円

※ア)POSシステム設置工事において、申請事業者(複数SS運営)がセルフSSとフルSS双方の改造申請する場合の1事業者あたりの補助上限額は2,000万円とする

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②SS設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り給油を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【6】 灯油タンク等スマートセンサー

●家庭等の灯油タンク(ホームタンク)等にスマートセンサーを設置して、在庫量の自動検知化を図ることにより、ローリーの計画配送や配送要員の効率的配置など燃料配送の合理化に資する取組を支援

- ①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)
- ②補助率:中小企業2/3、非中小企業1/3
- ③補助対象設備:灯油タンクスマートセンサー、設置工事
- ④補助上限額:1事業者あたり:875万円

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【7】 官公需システム

●官公需システムの導入を支援

- ①補助対象者:石油組合
- ②補助率:石油組合2/3
- ③補助対象設備:官公需システム設置費(タブレット、レシート発行機、カードリーダー、Wi-Fi ルーター)
- ④補助上限額:
1組合あたり:2,000万円

1組合あたりの対象SS数:200SS相当

※補助対象設備については新規導入もしくはリプレイス(既存組合)も可とする

【8】 自家発電設備

●中核SSや小口燃料配送拠点の自家発電設備の更新、油槽所や石油組合事務所への自家発電設備の設置を支援

①補助対象者:中核SS、小口燃料配送拠点、油槽所、石油組合等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:10/10

③補助対象設備:自家発電設備

④補助上限額:1SSあたり:250万円(中核SS)

1施設あたり:600万円(中核SS以外)

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

備考

※R4補正予算で対象としてきた省エネ型洗濯機、タブレット型給油許可システム、地下タンク撤去工事については、R5補正予算の補助目的が「災害対応能力の強化」となっている観点から対象外となる

但し、

・タブレット型給油許可システムについては、中小企業庁「中小企業省力化投資補助事業(カタログ予算)」の対象設備となるよう資源エネルギー庁と調整中

・地下タンク撤去工事については、R6当初予算で継続的に措置

(別添)

BCPひな型:「中小企業BCP策定運用指針第2版」に基づくもの

・SS事業者向けと石油組合向けの2点(いずれもBCPを策定していない場合のもの)

以上

(担当)企画調査グループ 藤井、田辺、富永、伊藤、富田

03-3593-5836

【作成例】

〇〇石油株式会社

※BCPを策定していない揮発油販売業者・石油販売業者等用

事業継続計画

令和6年__月__日 作成

令和__年__月__日 改訂（第__版）

過去、BCPを策定済で、今般「中小企業BCP策定運用指針 第2版」を踏まえて改訂を行った場合

— 目 次 —

【様式1】 BCPの基本方針.....	1
1. 目的.....	1
2. 基本方針.....	1
3. 重要商品.....	1
【様式2】 被害想定.....	2
【様式3】 重要商品提供のための対策.....	3
4. 事前対策の検討.....	3
【様式4】 緊急時の体制.....	5
5. 緊急時の統括責任者.....	5
【様式5】 BCPの運用.....	6
6. BCPの定着.....	6
7. BCPの見直し.....	6

【様式1】 BCPの基本方針

1. 目的

本計画は、緊急事態（地震の発生等）においても、当社の従業員及びその家族の安全を確保しながら自社の事業を継続することを目的として策定したものである。

2. 基本方針

当社は、以下の基本方針に基づき、緊急時における事業継続に向けた対応を行う。

チェック	基本方針
<input checked="" type="checkbox"/>	人命（従業員・顧客）の安全を守る
<input checked="" type="checkbox"/>	自社の経営を維持する
<input checked="" type="checkbox"/>	顧客からの信用を守る
<input checked="" type="checkbox"/>	供給責任を果たし、従業員の雇用を守る
<input type="checkbox"/>	地域経済の活力を守る
<input checked="" type="checkbox"/>	（衣食住に関わる商品をお客様に提供する業態であるため） 社会からの要請に応える

3. 重要商品

緊急時においても、自社で優先的に継続もしくは復旧させる商品・サービス（以下、重要商品という）は、以下のとおりである。

重要商品名
ガソリン、軽油、灯油等の石油製品の販売

【様式2】 被害想定

本計画における緊急時の被害状況を以下のとおり想定する。

大規模地震（震度5弱以上）で想定される影響

インフラへの影響

ライフライン



- 停電が発生し、水道とガスが停止する。
- その後、電気、水道、ガスの順番で復旧する。

利用の可否：×

情報通信



- 電話やインターネット等が発生直後は、つながらなくなる。
- その後、ケーブル断線の復旧等により、順次復旧する。

利用の可否：×

道路



- 一部の道路が通行規制となる。
- その他の道路で、渋滞が発生する。

利用の可否：△

鉄道



- 発生直後は、鉄道の運行が完全に停止する。
- その後、被害の少ない地域から順次再開する。

利用の可否：×

あなたの会社への影響

人



- 設備・什器類の移動・転倒、耐震性の低い建物の倒壊、津波の発生等により、一部の従業員が負傷する。
- 従業員やその家族の負傷、交通機関の停止等により、一部の従業員が出社できなくなる。

情報



- パソコン等の機器類が破損する。
- 重要な書類・データ（顧客管理簿、仕入先管理簿、商品の設計図 等）が復旧できなくなる。

物



- 工場・店舗等が、大破・倒壊・浸水する。
- 固定していない設備・什器類が移動・転倒する。
- 商品・備品類が落下・破損する。
- 仕入先の被災により、部品や原材料等が調達できずに、商品の生産・販売ができなくなる。

金

- 工場の生産停止や従業員の出社率の低下により事業が停止してしまい、その間の売上がなくなる。
- 会社の運転資金（従業員の給与、賃借料等）と建物・設備等の復旧のための資金が必要となる。



【様式3】 重要商品提供のための対策

4. 事前対策の検討

重要商品を提供するための事前対策は以下のとおりである。

重要商品	ガソリン、軽油、灯油等の石油製品の販売
------	---------------------

経営資源(人)への事前対策

【ステップ1】事前対策の実施状況の把握		【ステップ2】事前対策の検討・実施		
		何をやる？	誰がやる？	いつやる？
従業員の安否確認ルール の決定や安否確認手段の 確保を行っているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	全従業員が携帯電話メールを用いた緊急連絡網により安否確認が実施できる 【主要な連絡先】 ●●営業部長 XXX@XXX.co.jp	●● 営業部長	実施済み
緊急時に必要な従業員が 出社できない場合に、代行 できる従業員を育成しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	石油製品等の取扱いに必要な業務（仕入れ、システム保守管理等）をマニュアル化し周知している	●● 営業部長	今年度中

経営資源(物)への事前対策

【ステップ1】事前対策の実施状況の把握		【ステップ2】事前対策の検討・実施		
		何をやる？	誰がやる？	いつやる？
什器や棚等、設備を固定しているか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	燃料供給に要する計量機等設備は固定されており、石油製品については地下タンクに貯蔵している	SS所長	実施済み
原材料の代替調達や代替生産等、業務を代替して行う手段を確保しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	石油製品の調達先は系列元売1社のみである	〇〇代表取締役社長	今後の課題

経営資源(情報)への事前対策

【ステップ1】事前対策の実施状況の把握	
重要なデータを特別に保管(バックアップ、耐火金庫等)しているか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
緊急時に取引先等へ情報を発信、取引先等の情報を収集する手段を整備しているか?	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

【ステップ2】事前対策の検討・実施		
何をやる?	誰がやる?	いつやる?
仕入先台帳、売上傳票等重要データについてはバックアップを月末にとっている	●● 営業部長	実施済み
ホームページを公開し、緊急時に自社の被害状況や復旧状況を発信できる体制等を整備する	△△ 総務部長	来年度中

経営資源(金)への事前対策

【ステップ1】事前対策の実施状況の把握	
操業が停止した場合に、必要な運転資金を把握しているか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
緊急時に運転資金として活用できる現金・預金を準備しているか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【ステップ2】事前対策の検討・実施		
何をやる?	誰がやる?	いつやる?
1か月間SS営業を停止した場合に必要な運転資金は〇〇百万円としている	▼▼ 経理部長	実施済み
●●百万円の預金及び自社の金庫に●●百万円の現金を保管している	▼▼ 経理部長	実施済み

その他の事前対策

【ステップ1】事前対策の実施状況の把握	
取引先及び同業者等と災害発生時の相互支援について取り決めているか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
災害発生時に、燃料供給要請に関する取り決めがあるか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【ステップ2】事前対策の検討・実施		
何をやる?	誰がやる?	いつやる?
所属石油組合においてBCPを策定しており、緊急時における連絡体制を整備している	〇〇代表取締役社長	実施済み
所属石油組合が〇〇県との間で災害協定を締結している	〇〇代表取締役社長	実施済み

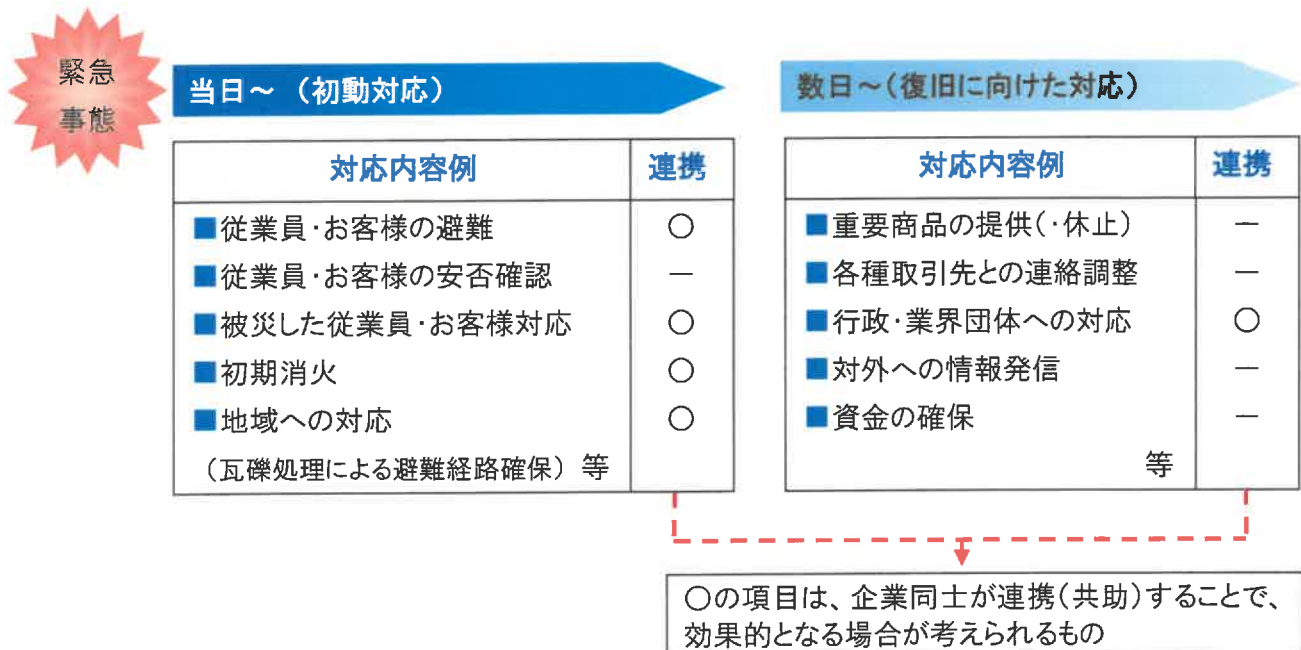
【様式4】 緊急時の体制

5. 緊急時の統括責任者

地震等の災害発生により、緊急事態となった際の統括責任者及び代理責任者は以下のとおりとする。

統括責任者の役割	統括責任者	代理責任者①	代理責任者②
■ 全社の対応に関する重要な意思決定及び指揮命令	〇〇 代表取締役社長	□□ 専務取締役	△△ 総務部長

統括責任者が意思決定及び指揮命令すべき全社の対応の例



【様式5】 BCPの運用

6. BCPの定着

BCPの重要性や進捗状況等を社内に周知するため、定期的に従業員に対して、以下の教育を実施する。

教育計画		
誰が？	何をする？	いつ？もしくはどのくらいの頻度で？
経営者	従業員に対して、BCPの進捗状況や問題点を説明する	毎年1回
各店舗のSS所長	従業員に対して、BCPのポイントや緊急時の店舗内での役割分担を説明する	毎年1回

7. BCPの見直し

BCPの実効性を確保するため、以下の基準に基づきBCPの見直しを行う。

BCPを見直す基準
■日頃の顧客管理、在庫管理、仕入先管理の結果に大幅な変更があった場合、商品・サービスの変更・追加、人事異動等があった場合は、BCPを見直す必要があるか検討を行い、その必要があれば即座にその変更をBCPに反映する
■毎年1回以上、事前対策の進捗状況や問題点をチェックし、必要に応じてBCPを見直す

【参考】 BCP 掲示板

令和5年10月1日作成

防災マップ

張り付けるか、別紙として備え付け

主要な連絡先

	区分	連絡先名	電話番号
ライフライン	電気	〇〇電力 ●●支店	
	ガス	▽▽ガス ▼▼支店	
	水道	□□市水道局	
	仕入先	■ ■ ■ (株) ◎◎支店	
行政・団体等	県庁	防災担当課	
	●●市	防災担当課	
	◎◎石油組合	事務所 (〇〇専務理事)	
医療機関	△△国立病院		
	◆◆市民病院		